

全軟野連発第 331 号
令和 4 年 11 月 21 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小林三郎



チーム会員登録の変更について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

7 月 8 日開催の令和 4 年度第 4 回理事会において、競技者登録システム導入に係る個人登録会費の金額設定、およびそれに付随する連盟規程の改訂が承認されました。下記ならびに別紙をご確認いただき、令和 5 年度からのご対応をお願い致します。

記

■規程の改訂内容について（抜粋）

令和 5 年度より競技者登録システムの本格稼働に合わせ、チーム構成員の個人登録制度が導入されます。連盟規程の変更箇所について抜粋します。

連盟規程の第 3 章チームおよび会員

（会員）第 7 条

- ・会員とは、連盟に登録した一般会員およびチーム会員、個人会員（チーム構成員）をいう
- ・個人会員（チーム構成員）とは、連盟に登録したチームの構成員として登録した者（代表者、監督、コーチ、選手、マネージャー、スコアラー、トレーナー）をいう。

（登録料）第 12 条

- ・個人会員（チーム構成員）は、年度当初に連盟に登録料を納入しなければならない。

■規程の適用について

本規程は、令和 5 年 1 月 1 日から適用となります。

■登録会費について

登録会費は、チーム登録料と個人登録料を納付いただきます。

- ・一般：チーム登録料 1,200 円、個人登録料 @200 円 × 構成員人数
- ・少年・学童：チーム登録料 900 円、個人登録料 @50 円 × 構成員人数

■令和5年度からのチーム登録およびチーム構成員の登録方法と会費納入について
登録方法は、「①競技者登録システムを利用」と「②Excel のチームおよびチーム構成員登録名簿の提出」のどちらかで登録を行ってください。

① 競技者登録システム利用の場合

【登録】

競技者登録システムでチームが登録した登録情報を上部団体が承認することで、登録が完了します。

【納入】

登録システムを使って全軟連が都道府県支部へ登録料（チーム登録、個人登録）の請求を行います。都道府県支部は請求に基づき指定口座へ送金をお願いします。なお、末端支部がチームから納入してもらう方法、都道府県支部が末端支部から納入してもらう方法については、来年説明会を複数回開催しますので、その際、使用方法についてご確認のほどよろしくお願ひいたします。

② Excel のチームおよびチーム構成員登録名簿提出の場合

【登録】

様式は、添付 Excel の登録名簿に変更しております。競技者登録システムを利用している支部と公平を期すため、これまでの選手数（男女別）に加え、選手以外の監督・コーチ・スコアラー、トレーナー等の人数も必須項目として入力いただきます。末端支部、チームへの周知をお願いいたします。

【納入】

都道府県支部から会費納入書を提出いただき、会費を納入していただきます。登録名簿のチーム数、個人登録数に各々の単価を乗じた会費の合計額を指定口座へ送金してください。

【注意】Excel の登録名簿の提出による登録方法の猶予期間について

令和5年度、令和6年度の2年間を猶予期間とします。令和7年度からは、全支部競技者登録システム利用による登録に統一することとします。

■納入期限について

変更の初年度は混乱が予想されるため、第1回締め切りは例年4月末迄ですが今年度は5月末迄延長します。第2回締め切りは例年どおり8月末迄とします。

■添付書類

○全日本軟式野球連盟規程 全文 *今回改訂箇所は、下線部にて表記

○Excel のチームおよびチーム構成員登録名簿、納入書（データ）

以上

事務担当者：中嶋・熱海 TEL：03-3404-8831